

6-8 実験廃棄物

本学では実験で直接使用した廃棄物を実験廃棄物としています。ただし、未使用の物でも実験に使用するプラスチックやガラス器具等も実験廃棄物に含みます。大学における教育・研究などの活動によって排出される廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で言う「産業廃棄物」として廃棄しなければなりません。

環境安全センターは、黒髪地区・大江地区の実験廃棄物の収集を取りまとめており、月に2回収集しています。本荘地区は空試薬瓶等のみ収集しています。平成30年10月から、化学分析用のシリンジとエチジウムブロマイド含有固形物を「非感染性廃棄物」として定義し、収集しています。詳細は巻末の「非感染性廃棄物の排出方法」を参照してください。

○実験廃棄物排出時の注意事項

原則

- ・排出ルール(巻末の「実験系廃棄物の分け方・出し方」を参照)を守る。
- ・簡単に外部に漏洩しない状態で排出する。

(1)ポリ袋の枚数

以下のような廃棄物は漏洩するリスクが大きいので、実験廃棄物を入れるポリ袋を2重以上にしてください。

- ・液体を少量含むもの(多量の液体は取り除いてください。)
- ・粒径が1cm以下のもの(粉末状のものは、「不用薬品」収集時に排出。)
- ・鋭利なプラスチック、ガラス等(特に、ピペットに使用するチップなど。)
- ・悪臭がするもの(においがしないように工夫する。)

(2)1個あたりの重量・大きさ

ポリ袋の破れや段ボールの破損の防止及び収集運搬作業の安全のため、重量と大きさは以下のようにしてください。

- ・実験廃棄物を入れるポリ袋は45L以下の容量とする。
- ・不燃物の段ボール1個あたりの重量は20kg未満(目安)とし、長辺が最大50cm程度とする。
- ・鋭利なプラスチック、ガラス等はポリ袋の封をした状態で8割未満の体積にする(目安)。(詰め込み過ぎない)
- ・ダンボールに入らない長さのガラス管などは、新聞紙などで鋭利な部分を保護し、割れた場合飛散しないように処置をして廃棄する。

(3)生物系の廃棄物

植物や菌類など生物に関連する廃棄物は排出前に前処理してください。ただし、感染性廃棄物(感染の恐れのあるもの、人の臓器・血液、動物実験に関連する廃棄物など)は実験廃棄物の対象外です。

- ・オートクレーブをかける。(液は可能な限り取り除く)
- ・不活化が必要なものは確実に不活化できるよう適切な方法で処理する。

表6－2 実験廃棄物の分類

分類	具体例
実験系可燃物	使い捨て(ディスポーサブル)のプラスチック(ピペッター要のチップ、ピペット等)、ゲル、紙類(ろ紙、薬包紙など)、手袋、アルミホイル等
実験系不燃物	ガラス製のビーカー、ピペット、サンプル瓶、500mL 未満の容量の薬品瓶及びるつぼ等。金属製のスパーテル(注射針は対象外)
廃薬品瓶	薬品が入っていた 500mL～3L 容量の薬品瓶
廃薬品缶	薬品が入っていた一斗缶、小型ドラム缶。(200L のドラム缶は対象外)
非感染性廃棄物	エチジウムブロマイドを含有するゲル、付着した紙、手袋等。化学分析用のシリンジ(ヒトや動物に使用したもの等は対象外)